

(仮称) 山形市自然の家基本計画策定等支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山形市少年自然の家（以下「本施設」という。）は、昭和 54 年の開所以来、自然に親しみながら仲間と共に直接体験活動を安全かつ計画的に実施できる社会教育施設として、これまで子ども達を中心に多くの市民等に利用されてきた。

しかし、少子化の影響等により利用者数が長期的に減少傾向であるほか、施設の老朽化により多額の改修費用の負担が予想されることから、山形市（以下「市」という。）では、本施設の今後のあり方について検討を行い、「山形市少年自然の家の今後のあり方」（資料 1）を定めた。さらには、この「今後のあり方」を踏まえ、本施設の今後の基本的な考え方を整理するため、「(仮称) 山形市自然の家基本構想（案）」（資料 2）（以下「基本構想（案）」という。）を策定し、学校教育を支援する機能を継続しつつも、教育のための施設から、幅広い層が利用することができる持続可能な施設へと転換する方向性を定めた。

この基本構想（案）や本施設の現況及び利用状況を踏まえ、本施設の持続可能な運営に必要な機能の整理、敷地全体及び建物内部の空間構成、事業手法など、設計、工事及び供用開始後の管理運営に向けた要件整理を行うための「(仮称) 山形市自然の家基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとし、その策定等に係る業務を行う事業者について、公募型プロポーザル方式により優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考するものである。

2 対象施設の概要

- (1) 施設名 山形市少年自然の家
- (2) 所在地 山形県東村山郡山辺町大字畑谷字板橋 3725 番地
- (3) 構成施設

施設名	開設年	敷地面積	配置施設
本館施設	昭和 54 年	約 100,500 m ²	本館（管理棟、宿泊棟、体育館、プラネタリウム）、生活体験の家、荒沼キャンプ場ほか
野外活動センター施設	平成 8 年	約 213,000 m ²	サービスセンター、野外ステージ、板橋沼キャンプ場ほか
椿山	平成 14 年	約 22,800 m ²	椿山

※主な施設一覧は別紙 1 「施設配置図及び主な施設一覧」に記載

- (4) 土地の所有者

所有者	敷地面積	配置施設
山形市	約 234,800 m ²	本館、サービスセンター、椿山ほか
作谷沢振興会 (山辺町の地元振興会)	約 79,500 m ²	板橋沼キャンプ場
礪石・荻の窪・七ツ松地区 (山形市の地元自治会)	約 22,000 m ²	荒沼キャンプ場

(5) 敷地概略図



3 本業務に関する事項

(1) 業務名

(仮称) 山形市自然の家基本計画策定等支援業務 (以下「本業務」という。)

(2) 業務の進め方

本業務は、将来的な施設運営を想定した事業全体のイメージを踏まえる必要があるため、本業務に係る公募型プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。) では、基本計画策定に関する提案に加え、事業全体に関する参考提案を審査対象として求め、総合的に評価・審査を行う。

そのため、基本計画策定だけでなく、設計から将来的な管理運営までを見越した上で事業グループ (※) の立上げを想定し、事業全体に一貫して関わることのできる事業者の参加を期待する。

また、本プロポーザルにおいて選考された優先交渉権者が提案した事業内容の実現性が高いと判断される場合、市と協議・調整を行った上で、事業グループと市とが協定を締結し、事業を連携して推進していくものとする。ただし、選考された段階において、設計、工事及び供用開始後の管理運営の契約を約束するものではない。

[業務の流れ]



[(※) 想定される事業グループのイメージ] 提案内容に応じ検討のこと。



※提案時任意…優先交渉権者との協議により事業者の選定方法を決定する。

(3) 業務内容

別紙「(仮称)山形市自然の家基本計画策定等支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、事業者との協議により変更となる場合がある。

(5) 業務規模(提案上限額)

13,750,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

4 提案を求めるもの(審査対象等)

(1) 審査対象

基本計画策定に関する事項(A)に加え、事業全体に関する事項(B)を審査対象として提案を求める。

[審査対象]

基本計画策定に関する事項(A)	<ul style="list-style-type: none">・施設の現状や課題、上位計画、基本構想(案)等を踏まえた本施設の基本的な考え方(基本理念等)・基本構想(案)に掲げる基本方針に関する考え方・基本方針の具現化に向けた考え方(リノベーションなどの手法の検証)・現在実施している事業に関する考え方・現在の建物・設備の改修等、敷地計画及びゾーニングの基本的な考え方、並びに建物整備(建物内レイアウト)及び敷地整備(建物外観含む)イメージ・基本計画策定における実施体制、スケジュール、概算事業費
事業全体に関する事項(B)	<ul style="list-style-type: none">・設計、工事、管理運営の事業内容及び事業手法・設計、工事における実施体制、全体スケジュール及び概算事業費・管理運営における実施体制及び概算事業収支

(2) 提案に求める条件

次に掲げる条件を踏まえた提案とすること。

- ・本業務の趣旨を十分に理解した上で、基本構想(案)等に沿った内容とすること。
- ・実施体制、事業スケジュールや収支計画等は無理のない内容とすること。
- ・関連法令並びに市の条例、計画等を遵守した内容とすること。
- ・宗教活動や政治活動を目的とした内容でないこと。

(3) 提案において考慮を求める事項

次に掲げる事項を考慮した提案とすること。

- ・費用対効果の最適化や管理運営費の低減及び収入増に努めた事業内容とすること。
- ・周辺の自然環境に配慮した計画とすること。また、環境負荷の抑制や自然エネルギー等の活用によりカーボンニュートラルへの貢献に努めること。
- ・市産材や木製建具、地場産品等の活用に努めること。

(4) 提案における留意点

次に掲げる留意点を踏まえた提案とすること。

- ・荒沼は、地元団体から湖面利用権を賃借し、専用の「いかだ」を使用した活動でのみ使用しているため、その他の方法での使用を検討する場合は、別途地元との協議が必要となる。
- ・飲用水は、2か所の水源から取水し、本館の飲用水用ろ過設備でろ過した上で各施設へ送水して使用している。排水は、敷地内2か所の合併浄化槽で処理し、処理水を富神川に放流している。なお、川への放流となるため、石鹸等の使用を一部制限している。
- ・本館施設については、耐震化工事を実施しているが、今後の利活用に当たっては改修等が必要となる施設や設備がある。
- ・市有地を購入する場合、その売却の可否は、山形市公有財産処分検討委員会の処分決定後となる。また、市有地以外の売却や賃借に当たっては、別途地権者との協議が必要となる。

5 スケジュール

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは以下のとおり。なお、変更となる場合には市公式ホームページ等により周知する。

内 容	日 程
①公募開始及び資料等の公開	令和6年3月21日(木)
②現地説明会の参加申込受付期間	令和6年4月12日(金)午後5時まで
③現地説明会	令和6年4月19日(金)
④実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間	令和6年4月26日(金)午後5時まで
⑤質問に対する回答	令和6年5月2日(木)
⑥参加申込受付期限	令和6年5月10日(金)午後5時まで
⑦参加要件適格確認結果の通知	令和6年5月15日(水)
⑧現場確認期間(※1)	令和6年5月21日(火)～24日(金)
⑨企画提案書等の提出期限(※2)	令和6年6月12日(水)午後5時まで
⑩書類審査結果の通知	令和6年6月20日(木)
⑪プレゼンテーション審査	令和6年6月27日(木)
⑫審査結果通知	令和6年7月上旬

※1 現場確認は、企画提案書等の作成に必要な場合に限り、この期間中のみ実施可能(1者当たり2時間程度)とし、事前予約を必須とする(電話により「10 連絡先及び提出先」まで)。

※2 窓口にて提案書等の提出ができる日時は日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの間に限る。

6 参加者の資格要件

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独の法人若しくは複数の法人又は個人で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、次の要件を全て満たすこと。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ・ 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 12 条第 1 項第 5 号に該当する者ではないこと。
- ・ 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、市の指名停止期間中でないこと。なお、現在競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も企画提案書等を提出することができるが、委託契約を締結するまでの間に登録すること。
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 税の滞納がないこと。

(2) グループでの参加

グループで参加する場合は、次の事項に留意すること。

- ・ 本プロポーザルは、基本計画策定のほか、将来的な施設運営までを見越した上で事業グループの立上げを想定し、事業への一貫した関わりが可能な事業者の参加を求めるものであり、その趣旨を十分に理解し参加すること。
- ・ グループを構成する代表事業者及び共同で参加する事業者（以下「共同参加事業者」という。）は、6(1)の参加資格等を満たした者であること。
- ・ 代表事業者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。
- ・ 代表事業者及び業務遂行に大きく影響する共同参加事業者の変更は、原則として認めない。
- ・ 共同参加事業者となった事業者は、他のグループの共同参加事業者を兼ねることや、単独で参加することはできない。

(3) その他

本業務は、地元事業者等のノウハウ蓄積の意味から市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。

7 参加の手続等

(1) 現地説明会

現地説明会を以下のとおり実施する。

① 現地説明会開催予定日時及び開催場所

ア 日時 令和6年4月19日（金）

午前の部：午前10時～正午

午後の部：午後1時30分～3時30分

イ 場所 山形市少年自然の家（山形県東村山郡山辺町大字畑谷字板橋 3725 番地）

※集合時間等の詳細は別途申込者に対し連絡する。

② 申込受付期間

令和6年3月21日（木）～4月12日（金）午後5時

③ 申込方法

現地説明会参加申込書（様式第1号）により、「10 連絡先及び提出先」あてメールにて申し込むこと。件名は「自然の家プロポーザル現地説明会参加申込」とすること。

④ その他

現地説明会へ参加しなくとも本プロポーザルへの参加は可能とする。

(2) 実施要領及び仕様書等に関する質問

本実施要領及び仕様書に関する質問は、次のとおり受け付ける。

① 質問の受付期間

令和6年3月21日（木）～4月26日（金）午後5時

② 質問の提出方法

質問書（様式第2号）により、「10 連絡先及び提出先」あてメールにて提出すること。件名は「自然の家プロポーザル質問書提出」とすること。

なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。

③ 質問への回答

質問に関する内容及び回答（以下「質問回答書」という。）は、令和6年5月2日（木）までに市ホームページに質問回答書を公開することで回答する。なお、質問回答書をもって、本実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

(3) 参加申込及び参加要件の適格性の確認

本プロポーザルに参加を表明する者は、参加申込書及び資格審査に必要な書類を次のとおり提出すること。

① 申込期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

② 申込方法

以下の書類を各1部、持参又は郵送等により「10 連絡先及び提出先」あて提出すること。

〈提出書類〉

ア 参加申込書（様式第3号）

※グループで参加の場合は、共同参加事業者構成表明書（様式第3号別紙）も併せて提出すること。

イ 会社概要及び業務実績書（様式第4号）

ウ 誓約書（様式第5号）

エ 秘密保持誓約書（様式第6号）

オ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに市に本社又は支社がある者に対しては法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

※ グループで参加する場合、イ～オは事業者ごとに作成し提出すること。

③ 参加要件の適格性の確認及び通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、令和6年5月15日（水）までにその結果をメールにより通知する。

なお、審査の結果、参加要件を満たしていない者に対しては、本プロポーザルへの参加を認めない。

(4) 企画提案書等の提出

参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等（以下「提出書類」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和6年6月12日（水）午後5時まで（必着）

② 提出方法

以下の提出書類（10部、提出書類のデータを保存したCD-R又はDVD-R1枚）を持参又は郵送等により「10 連絡先及び提出先」あて提出すること。

〈提出書類〉

ア 企画提案提出書（様式第7号）

イ 企画提案書（様式第8号）

- ・ A3判横（片面）4枚以内にまとめ、左上をステープラ留めし、A4判に折りたたんで提出すること。
- ・ 企画提案書に記載する項目は4(1)に掲げる事項を基本とするが、項目の追加や記載順、レイアウト等は特に定めない。
- ・ 文章での表現のほか、簡易な図面、イメージパース等を簡潔に記載すること。
- ・ 企画提案書の補足資料がある場合は、任意の様式で作成し、同部数を提出すること。
- ・ 市が企画提案内容を適正かつ効率的に評価できるよう難解な語句等に注釈や解説を加え、図表を用いる等、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記述すること。
- ・ 複数の企画提案書を提出することは認めない。

ウ 経費見積書（様式第9号）

- ・ 見積金額は審査のために利用するものであり、契約金額とはならないものとする。
- ・ 見積金額の内訳は詳細かつ具体的に記載すること。
- ・ 今後の参考とするため、可能な限り基本設計、実施設計及び改修工事等に要する経費についても記載すること。

③ 企画提案の辞退

提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第10号）を提出すること。なお、提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合にも、辞退届を提出すること。辞退届提出後の参加は認めない。

8 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 審査委員会の設置

審査は、優先交渉権者の選考を公平かつ適正に実施するために設置する（仮称）山形市自然の家基本計画策定等支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお、議事内容は非公開とする。

(2) 審査の方法及び日時等

審査委員会において、以下の①及び②の方法により、別紙2「審査基準表」に定める審査基準に基づき参加者の提案を評価し、各審査委員の評価点の合計得点が最も高く、かつ配点合計の75%以上となった提案を最優秀提案とし、その提案をした者を優先交渉権者とする。

① 書類審査

参加者の中からプレゼンテーション審査に参加できる者（5者程度）の選考を目的とし、審査基準に基づき総合的に評価する。書類審査の結果は、令和6年6月20日（木）までにメールにて通知し、プレゼンテーション審査参加者には時間及び場所等の詳細も併せて通知する。

② プレゼンテーション審査

ア 日時 令和6年6月27日（木）

イ 会場 山形市役所又は近隣施設

ウ 方法 参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において、審査基準表に基づき総合的に評価する。

なお、審査に参加する者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

また、合計点の最も高い者が2者以上のときは、令和5年度に実施した「山形市少年自然の家の新しいあり方に係るサウンディング型市場調査」における対話へ参加した者を上位とし、それでも決しない場合、8(3)に掲げる「基本計画策定に関する事項（A）」が高い提案者を上位とする。

エ 説明要領

- ・参加人数は3名までとし、説明は原則とし本業務に携わる予定の者が行うこと。
- ・1者当たりの時間はプレゼンテーション15分、質疑応答25分とする。ただし、参加者数により変更になる場合があり、詳細は別途通知する。
- ・順番は、事業者名（グループの場合は代表事業者名）の五十音順とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、ポインターは市が準備する。その他PC等の必要機材は提案者が準備すること。
- ・提出書類は、事前に市が審査委員に配付する。なお、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ・他社のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査項目

審査項目は、以下の2項目とし、詳細は別紙2「審査基準表」に定める。

項目	審査概要	配点
基本計画策定に関する事項（A）	関連法令や計画などを踏まえた上で、本業務の趣旨や基本構想（案）に沿った内容となっているか、また、本業務に係る実施体制、スケジュール、概算事業費等について審査する。	60点
事業全体に関する事項（B）	設計、工事、供用開始後の管理運営に向けた事業全体の事業手法、実施体制、スケジュール、概算事業費等について審査する。	40点
合計点		100点

(4) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・本実施要領に定める事項に違反した場合
- ・提出された見積金額が提案上限額を超える場合
- ・提出書類に不備又は明らかな虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ・その他本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 審査結果の通知・公表

審査結果は、全ての参加者（グループで参加の場合は代表事業者にのみ）に対して文書により通知し、審査結果の概要を市ホームページで公表する。

(6) 審査への異議等

審査の内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

(7) 選考の範囲

審査委員会にて行われる審査は、市が本実施要領等で提示した事業提案等の内容を評価し、基本計画策定等の支援を行う事業者を選考するものであって、選考された段階において、その後の設計、工事及び供用開始後の管理運営の契約を約束するものではない。

(8) 事業者の内定

市は、優先交渉権者と提案内容や契約内容について協議等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断した場合に、事業予定者の決定を通知し、本業務の受託者として内定する。

なお、契約の締結について合意に至らない場合や、優先交渉権者が市の交渉相手として不適切であると判断される場合には、次点の交渉権者（ただし、合計得点が配点合計の75%以上となった者に限る。）との協議を開始する。

9 留意事項

(1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類等の変更の禁止

一度提出した書類の訂正・変更等は、原則として認めない。ただし、誤字等の修正及び市が必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 使用言語及び単位

提出書類等の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 著作権

提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該参加者の同意を得た上で、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(5) 提出書類等の取扱い

提出書類等につき、参加者名、事業計画概要、その他提案内容等について公開することがある。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）等、無体財産権その他の権利を提案に使用する場合、参加者が権利者の承諾を得るものとし、その結果生じた責任は参加者が負うものとする。なお、提出書類等は返還しない。

(6) 補足資料の提出

審査において、提案内容についての補足資料の提出を求める場合がある。

(7) 情報公開

提出された書類について、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開となる。

(8) その他

提案に当たって、参加者は自らの責任において、関連法令並びに市の条例、計画等を精査し、関連法令等に違反しない実現可能な計画とすること。

10 連絡先及び提出先

山形市企画調整部 企画調整課 プロジェクト推進係
〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212（内線221・222）
MAIL kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別紙1 施設配置図及び主な施設一覧

<施設配置図>



出典：国土地理院の地理院地図写真を加工して作成

<主な施設一覧>

建物番号	建物名	構造	取得年	延床面積
①	本館管理棟	R C	S 54	1,761.00 m ²
②	本館宿泊棟	R C	S 54	988.08 m ²
③	体育館	S	S 54	547.00 m ²
④	本館炊飯棟（2棟）	W	S 54	54.00 m ²
⑤	本館管理棟浄化槽	R C	S 54	16.67 m ²
⑥	車庫	S	S 54	108.00 m ²
⑦	本館営火場トイレ	C B	S 54	25.00 m ²
⑧	冒険の森内トイレ	C B	S 54	25.00 m ²
⑨	本館薪小屋	—	H 11	99.28 m ²
⑩	生活体験の家	W	S 58	335.84 m ²
⑪	フィールドアスレチック	W	S 54	—
⑫	プロジェクトアドベンチャー	W	H 10	—
⑬	サービスセンター	R C	H 8	1,035.13 m ²
⑭	サービスセンター浄化槽		H 8	14.70 m ²
⑮	野外ステージ	W	H 8	432.24 m ²
⑯	眺望の砦	W	—	—
⑰	Tバーリフト	S	—	—
⑱	四阿	W	—	—
⑲	板橋沼キャンプ場管理棟	W	H 8	216.96 m ²
⑳	屋根付多目的広場	S	H 8	199.50 m ²
㉑	板橋沼キャンプ場炊飯棟（5棟）	W	H 8	229.47 m ²
㉒	板橋沼キャンプ場トイレ（2棟）	W	H 8	90.62 m ²
㉓	荒沼キャンプ場管理棟	W	S 52	46.27 m ²
㉔	荒沼キャンプ場バンガロー（5棟）	W	S 42～52	80.18 m ²
㉕	荒沼キャンプ場野外炉	W	S 52	35.91 m ²
㉖	荒沼キャンプ場水場	W	R 5	36.80 m ²
㉗	荒沼キャンプ場トイレ①	W	S 48	13.22 m ²
㉘	荒沼キャンプ場トイレ②	C B	S 53	12.82 m ²
㉙	バイオマストイレ	R C	H 18	20.01 m ²

別紙2 審査基準表

評価項目		評価の視点	配点
基本計画策定に関する事項 (A)			
(1) 施設の基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨等を十分に理解した上で、基本構想(案)等を踏まえた提案となっているか。 ・関連法令並びに市の条例、計画等を遵守した内容となっているか。 	4点
(2) 基本方針に関する考え方	基本方針①「利用者層の拡大と幅広い利活用の実現」に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然の中で、誰もが気軽に健康づくりやアウトドア活動ができる機能について、優れた提案となっているか。 ・部活動やサークル活動の合宿をはじめ、一般の宿泊でも利用できる機能について、優れた提案となっているか。 ・自然とデジタルを融合した遊びと学びができる機能について、優れた提案となっているか。 	8点
	基本方針②「地域資源の活用と地域活性化への貢献」に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の人材がこれまで培ってきたノウハウを最大限活用した提案や、地元雇用の継続について、優れた提案となっているか。 ・地域の文化や資源を活用した運営について、優れた提案となっているか。 ・周辺施設と連携した事業について、優れた提案となっているか。 	8点
	基本方針③「学校教育支援の継続」に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、特別支援学校における自然体験と主体的な学びができる機能について、優れた提案となっているか。 ・四季や天候の変化にも応じた多様な学びができる機能について、優れた提案となっているか。 ・自然とデジタルを融合した学びができる機能について、優れた提案となっているか。 	8点
(3) 基本方針の具現化に向けた考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の具現化に向け、持続可能な施設への転換に有効な手法について、優れた提案となっているか。 	4点
(4) 現在実施している事業に関する考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している既存の事業について分析されており、基本方針に沿った事業内容となっているか。 	4点
(5) 建物・敷地の利活用に関する考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・どの建物及び敷地をどのように利活用するかについて、建物整備(建物内レイアウト)及び敷地整備(建物外観含む)イメージも含め、実現性・具体性のある提案となっているか。 	4点
(6) 基本計画策定の実施体制		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定について、実行力があり、信頼性の高い実施体制となっているか。 	4点
(7) 基本計画策定のスケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画策定のスケジュールについて、合理的で具体的なものとなっているか。 	4点
(8) 基本計画策定の費用		<ul style="list-style-type: none"> ・評価点=配点(12点)×(最低見積額÷当該提案者の見積額) ※小数点以下切捨て 	12点
小計			60点

評価項目	評価の視点	配点
事業全体に関する事項（B）		
(1) 設計、工事、管理運営の事業内容及び事業手法	・設計、工事、管理運営について、現実性・具体性があり、効率的かつ効果的な事業内容及び事業手法となっているか。	12点
(2) 設計、工事、管理運営の実施体制	・設計、工事、管理運営について、実行力があり、信頼性の高い実施体制となっているか。	4点
(3) 設計、工事、管理運営のスケジュール	・供用開始後の管理運営を見据えた事業全体のスケジュールが合理的なものとして具体的に示されており、民間活力を活かしたスピーディーなものとなっているか。	4点
(4) 設計、工事、管理運営の概算事業費	・設計、工事に係る概算事業費に現実性があり、費用対効果の最適化が見込めるものとなっているか。 ・管理運営に係る概算事業収支計画に現実性があり、管理運営費の低減及び収入増が見込め、継続して安定的な運営ができるものとなっているか。	12点
(5) 環境への配慮	・周辺の自然環境に配慮した計画となっているか。 ・環境負荷の抑制や自然エネルギーを積極的に活用するなど、カーボンニュートラルへの貢献について、優れた提案となっているか。	4点
(6) 地域経済への配慮	・事業グループに山形市に本社がある企業が入っているなど、地域経済への貢献並びに地元企業の育成等について、優れた提案となっているか。 ・市産材や木製家具、地場製品の活用等について、優れた提案となっているか。	4点
小計		40点
合計		100点